

スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱 新旧対照表  
(令和3年11月改正分)

新	旧
<p>スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(制定) 平成27年9月16日付27都環公総地第844号 (改正) 平成28年3月31日付27都環公総地第1821号 (改正) 令和元年7月4日付31都環公地温第506号 <u>(改正) 令和3年11月1日付3都環公地温第1717号</u></p> <p>第1条から第20条まで(現行のとおり)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第21条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書(第13号様式)及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する提出は、<u>令和3年12月28日</u>までに行わなければならない。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の事情により、前項の提出期限までに実績報告書の提出ができない場合は、助成事業者は、公社と協議の上、公社が必要かつ適切と認めて通知する期限までに提出を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>公社は、前項の通知を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。</u></p>	<p>スマートエネルギーエリア形成推進事業助成金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(制定) 平成27年9月16日付27都環公総地第844号 (改正) 平成28年3月31日付27都環公総地第1821号 (改正) 令和元年7月4日付31都環公地温第506号</p> <p>第1条から第20条まで(略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第21条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書(第13号様式)及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する提出は、平成33年12月28日までに行わなければならない。</p>

(助成金の額の確定)

第22条 公社は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に助成金確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

第23条から第35条まで（現行のとおり）

附則（平成27年9月16日付27都環公総地第844号）

（施行期日）

この要綱は、平成27年9月16日から施行し、平成27年9月16日から適用する。

附則（平成28年3月31日付27都環公総地第1821号）

（施行期日）

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附則（令和元年7月4日付31都環公地温第506号）

（施行期日）

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

附則（令和3年11月1日付3都環公地温第1717号）

（施行期日）

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

(助成金の額の確定)

第22条 公社は、前条の規定により実績報告書を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に助成金確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

第23条から第35条まで（略）

附則（平成27年9月16日付27都環公総地第844号）

（施行期日）

この要綱は、平成27年9月16日から施行し、平成27年9月16日から適用する。

附則（平成28年3月31日付27都環公総地第1821号）

（施行期日）

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附則（令和元年7月4日付31都環公地温第506号）

（施行期日）

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。